

君津市子ども計画について

1 計画策定の背景・目的

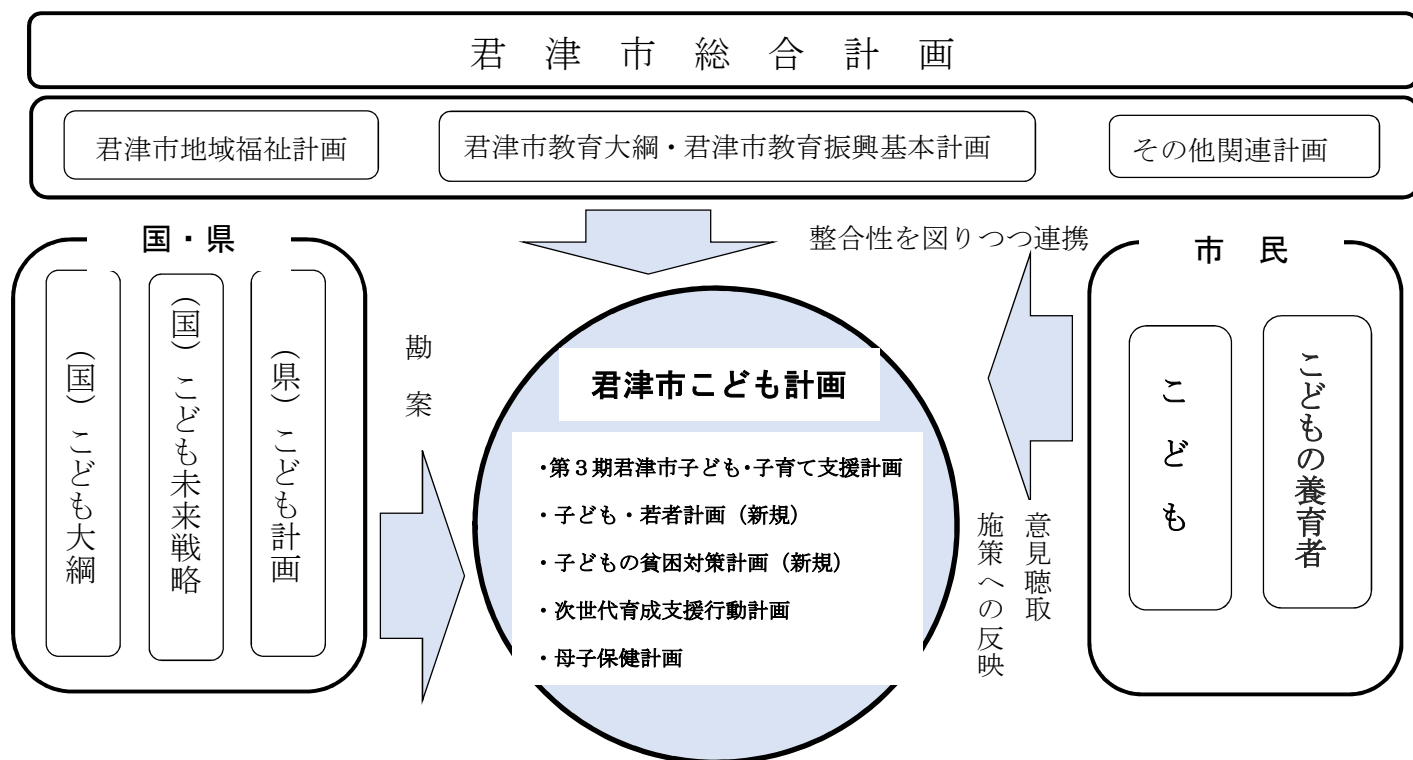
令和5年4月1日に施行された子ども基本法（令和4年法律第77号）により、市町村における「子ども計画」の策定が努力義務化された。

本市では、令和5年12月22日に閣議決定された「子ども大綱」等を勘案しつつ、子どもに関する施策及び各分野の関連施策を一体的に実施し、君津市総合計画の柱として掲げる「安心して子育て・子育てでき学びを楽しめるまち」の実現を一層推進するため、君津市子ども計画を策定する。

2 計画の構成・位置づけ

君津市子ども計画は、子ども基本法第10条第2項に規定する市町村子ども計画として、国の子ども大綱及び千葉県の子ども計画等を勘案しつつ、君津市教育大綱・君津市教育振興基本計画や福祉の上位計画である地域福祉計画などと整合性を図り、子ども施策を総合的に推進するための計画として位置づけるとともに、以下の計画と一体的に策定する。

- ・子ども・子育て支援法に基づく「第3期君津市子ども・子育て支援計画」
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」（同法の改正等により、同法の効力が令和7年4月1日以降に延長された場合に限る。）
- ・子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」
- ・母子保健計画について（厚生労働省通知）に基づく「母子保健計画」



3 計画の方針

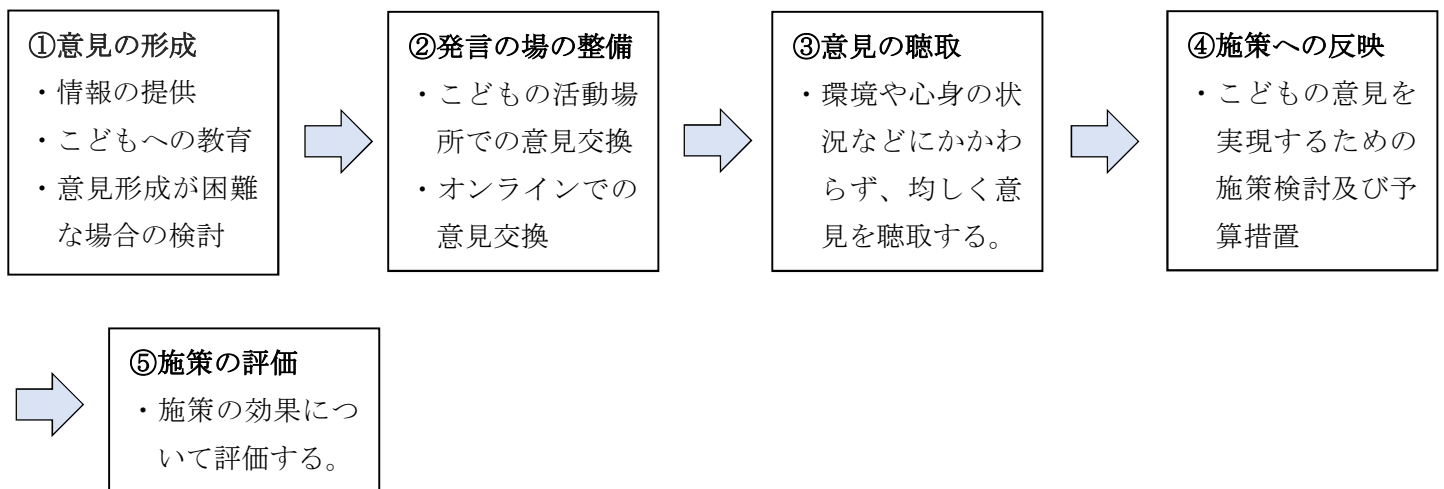
君津市子ども計画は、次に掲げる事項を実施するための子ども施策を推進し、全ての子どもと子どもに関わる人々が君津で安心して子育て・子育てできることの幸福と希望を享受できる環境の実現を目指す。

- (1) 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達過程を通じて切れ目なく行われる子どもの健やかな成長に対する支援
- (2) 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- (3) 家庭における養育環境その他の子どもの養育環境の整備

4 子ども等の意見聴取

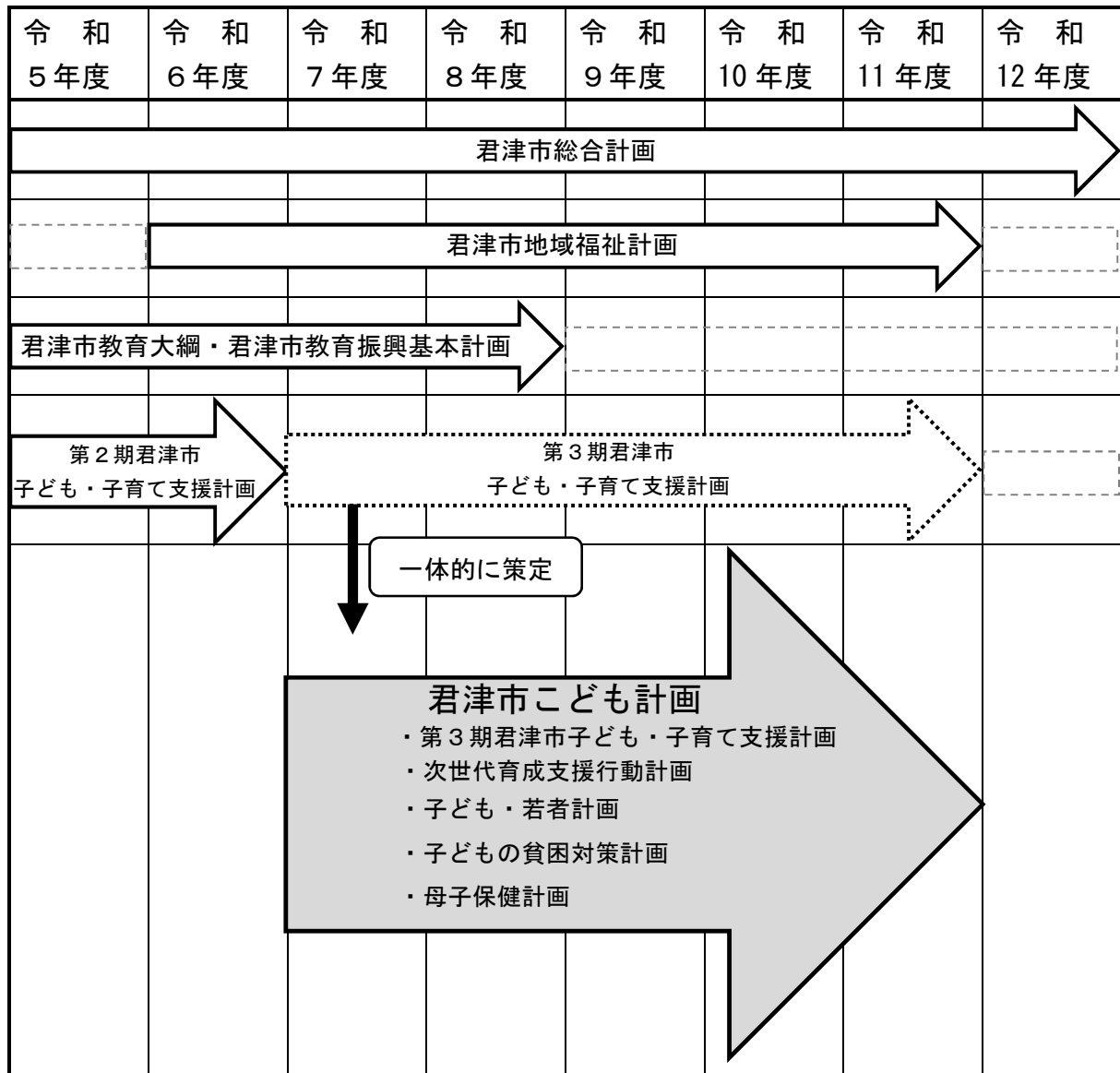
子どもを「君津市の将来を担う人材」としてだけではなく、「今の時代を生きる君津市民」としても捉え、子ども基本法の規定に基づき、子ども又は子どもを養育する者その他の関係者の意見を聴取し、子ども施策に反映させる。

【子どもの意見聴取のイメージ】



5 計画期間

君津市こども計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とする。



6 策定体制

(1) 君津市こども計画検討委員会

(2) 君津市子ども・子育て会議（保護者代表、子育て事務従事者、有識者等）

こども施策の推進は全庁的な取組となるため、重要な方針の決定等については、適宜、総合調整会議及び総合政策会議に報告する。

7 策定スケジュール（予定）

令和6年 3月 策定支援業務委託業者の選定

3月～5月 ニーズ調査等の実施

4月～9月 こども及びこどもの養育者へ意見聴取の実施

11月 素案作成

1 2月 議会報告、パブリックコメント
令和7年 2月 パブリックコメント結果の議会報告
3月 最終案確定、計画策定